

民間都市開発の推進に関する特別措置法 [民都法]

1 . 案内情報

- 手続名 : 事業用地適正化計画の認定
- 手続根拠 : ・ 民都法第 1 4 条の 2 第 1 項
: ・ 民都法第 1 4 条の 2 第 2 項
: ・ 民都法第 1 4 条の 5 (変更の認定)
- 手続対象者 : 認定申請ができる事業者は、次のとおりです。
・ 民間都市開発事業を施行しようとする者
・ 建築物の敷地を整備し、当該敷地を民間都市開発事業を施行しようとする者に譲渡し、又は賃貸する事業を施行しようとするもの (民間都市開発事業を施行しようとする者と共同して事業用地適正化を作成し、認定の申請をする場合に限りません。)
- 提出時期 : 随時
- 提出方法 : 民都法第 1 4 条の 2 第 5 項に掲げる事項を記載した申請書の正本 1 部・副本 1 部を直接又は民間都市開発推進機構等の法人を経由して下記の窓口にご提出してください。
- 手数料 : なし (民間都市開発推進機構等経由の場合はこの限りではあません。)
- 添付書類・部数 : 付近見取図、事業用地の区域内的の土地及び建築物の配置図、民間都市開発事業に係る計画書、同意証書等
- 申請書様式 : 民都法第 1 4 条の 2 第 5 項に掲げる事項を規則第 7 条の別記様式によって記載した申請書を作成してください。
- 記載要領・記載例 : 詳しい記載要領及び記載例については、提出先となる窓口にお問合せください。

2 . 窓口情報

提出先・相談窓口 :

国土交通省

- ・ 北海道開発局 事業振興部 都市住宅課
0 1 1 - 7 0 9 - 2 3 1 1 (内線 5 8 7 5)
- ・ 東北地方整備局 建政部 計画・建設産業課
0 2 2 - 2 2 5 - 2 1 7 1 (内線 6 1 3 1 ~ 6 1 3 2)
- ・ 関東地方整備局 建政部 計画管理課
0 4 8 - 6 0 1 - 3 1 5 1 (内線 6 1 3 6)

- ・ 北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課
0 2 5 - 2 6 6 - 1 1 7 1 (内線 6 1 3 1 ~ 6 1 3 2)
- ・ 中部地方整備局 建政部 計画管理課
0 5 2 - 2 1 1 - 6 5 0 0 (直通)
- ・ 近畿地方整備局 建政部 計画管理課
0 6 - 6 9 4 2 - 1 0 5 6 (直通)
- ・ 中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課
0 8 2 - 2 2 1 - 9 2 3 1 (内線 6 1 3 1)
- ・ 四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課
0 8 7 - 8 5 1 - 8 0 6 1 (内線 6 1 3 1)
- ・ 九州地方整備局 建政部 計画・建設産業課
0 9 2 - 4 7 1 - 6 3 5 5 (内線 6 1 3 1)

内閣府

- ・ 沖縄総合事務局 開発建設部 建設行政課
0 9 8 - 8 6 6 - 0 0 3 1 (内線 3 1 9 6)

受付時間：提出先にお問合せください。

3. 手続き情報

審査基準 : 民都法第 1 4 条の 3

標準処理期間：認定（変更の認定）2 ~ 4 週間

不服申立方法：(行政不服審査法の規定による)